

# ( 写 )

3 消 安 第 4800 号  
令和 3 年 12 月 15 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

## 家畜における遠隔診療の積極的な活用について（通知）

畜産業は、我が国農業の基幹的部門へと成長を遂げてきており、飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、家畜の伝染性疾患の予防や食品の安全、農家の収益性向上につながる獣医療の提供が求められている。

これまでも、家畜の遠隔診療については、迅速かつ的確な診療を実現するために、飼育者から病状の聴取等をもって行う診察が行われてきたところであるが、産業動物獣医師の偏在や情報通信機器の高度化、普及等も踏まえ、遠隔診療の適時・適切な活用を推進することが重要となっている。

このため、今般、遠隔診療を積極的に活用するための留意事項等を下記のとおり取りまとめたので、畜産農家及び獣医師等の関係者へ周知徹底の上、遠隔診療による家畜における迅速かつ的確な飼養衛生管理の促進に努められたい。

### 記

#### 1 家畜の遠隔診療の積極的活用における留意事項

- (1) 畜産農家では、飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の定期的な指導を受けていることに鑑み、群の一部に対面での診療が行われていない家畜が含まれている場合であっても初診から遠隔診療（要指示医薬品の処方を含む。）が可能であること。
- (2) ただし、家畜伝染病等が疑われる場合、正確な診断のため触診をする場合、畜産農家の情報通信機器の扱いが不慣れであり、正確な情報が得られない場合等、遠隔診療による対応が困難又は不適切と考えられる場合は、対面での診察への切り替えや、管内の家畜保健衛生所等への連絡を行うこと。

#### 2 その他の留意事項

- (1) より適切かつ安全に遠隔診療を実施するため、遠隔診療を行う獣医師は、送付された検体の検査、より高度で情報量の多い情報通信技術の活用等により診療に必要な情報を入手すること。
- (2) 家畜への過剰投薬の防止等の観点から、地域の家畜保健衛生所の家畜防疫員及び飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の関係者間で診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を共有し、連携して慎重使用の推進を図ること。